

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6 基-046 改0
提出年月日	2023年10月2日

基本設計方針に関する説明資料

【第46条 緊急時対策所】

【第76条 緊急時対策所】

- 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- 各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2023年10月

東京電力ホールディングス株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (緊急時対策所)	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>第四十六条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。</p> <p>①, ⑧</p>	<p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所を中央制御室（7号機設備、6,7号機共用）以外の場所に設置する。</p>	<p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を中央制御室（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））以外の場所に設置する。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</p> <p>①-1, ①-2【46条1】</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac)緊急時対策所 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、対策本部と待機場所から構成する5号機原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。①-1</p>	<p>1. 安全設計 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年9月27日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合 (緊急時対策所) 適合のための設計方針 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する設計とする。5号機原子炉建屋内緊急時対策所は5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される設計とする。◇ (①-1)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項ではないが差異あり。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>①-2 引用元：P3</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■：前回提出時からの変更箇所
---	---

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
<p>【解釈】</p> <p>1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、②原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。③また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、④並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備⑤及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。⑥さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。⑦</p>	<p>新規追加要求事項のため、記載なし。</p> <p>新規追加要求事項のため、記載なし。</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p>②-1【46条2】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>③-1【46条3】</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。④また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。④</p> <p>(ad)通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備から構成される。⑥</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。◇(②-1) また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。◇(③-1) 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、送受話器（警報装置を含む）、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。◇(④-1, ⑤-1)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）それぞれに酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>②-1 引用元：P3</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>③-1 引用元：P3</p>

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■：前回提出時からの変更箇所
---	---

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>新規追加要求事項のため、記載なし。</p>	<p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内に表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>③、⑥-1、⑥-2【46条4】</p>	<p>及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。②（④-1）</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。⑥-1</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。②（⑤-1）</p>	<p>する設計とする。⑦-1、⑧-1</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.1 通常運転時等</p> <p>10.9.1.1 概要</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</p> <p>緊急時対策所として、対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を5号炉原子炉建屋付棟内に設置する。①-2</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を収容できる設計とする。②-1 また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。③-1</p> <p>発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うために、送受話器（警報装置を含む）、電力保安</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>⑥-2 引用元：P10</p>

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1 への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■■■■■：前回提出時からの変更箇所
--	--

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>新規追加要求事項のため、 記載なし。</p>	<p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p> <p>④-1, ⑤-1 【46 条 6】</p>	<p>機場所から構成する 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。② (①-1)</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な要員を収容できる設計とする。① (②-1)</p> <p>また、異常等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに正確かつ速やかに把握するために、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。① (③-1) <u>発電所内の関係要員への指示④-1</u> 及び<u>発電所外関係箇所との通信連絡を行うために</u>、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワーク及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。⑤-1</p> <p>燃料補給設備は、ヌ、(2)、(iv) 代替電源設備に記載する。③</p> <p>[常設重大事故等対処設備] ④</p> <p>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策</p>	<p>する必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。◇ (④-1, ⑤-1)</p> <p>(4) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。◇ (⑦-1, ⑧-1)</p> <p>10.9.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要機器仕様を第 10.9-1 表に示す。◇</p> <p>10.9.1.4 主要設備 (1) 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6 号及び 7 号炉共用） 5 号炉原子炉建屋付属棟内に設け、◇ (①-1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるための要員を収容できる設計とする。◇ (②-1)</p> <p>(2) 必要な情報を把握できる設備 中央制御室内の運転員を介さずに異常状態等を正確かつ速やかに把握するため、安全パラメータ表示システム (SPDS) を設置する。◇ (③-1)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・設置変更許可と整合を図るため記載。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 c. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保</p> <p>⑦-1, ⑧-1 引用元：P2, 3</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書基本設計方針（前）	設工認申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
			<p>所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (v)と兼用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個 数 1</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (vi)と兼用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (v)と兼用）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (v)と兼用）</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） （ヌ, (3), (vii)と兼用）</p> <p>無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （ヌ, (3), (vii)と兼用）</p>	<p>(3) 通信連絡設備 発電所内の関係要員への指示及び発電所外関係箇所との通信連絡を行うことができる通信連絡設備を設置又は保管する。◇ (④-1, ⑤-1)</p> <p>(4) 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計(6号及び7号炉共用) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。◇ (⑦-1, ⑧-1)</p> <p>10.12 通信連絡設備 10.12.1 通常運転時等 10.12.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。◇ (④-1)</p>		

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書基本設計方針（前）	設工認申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
			衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （ヌ, (3), (vii) と兼用） 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） （ヌ, (3), (vii) と兼用） 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） （ヌ, (3), (vii) と兼用） [可搬型重大事故等対処設備] [4] 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (vi) と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (vi) と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (vi) と兼用） 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備 1※）	また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。◇ (5-1) 10.12.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。◇ (4-1) また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。◇ (6-1) (2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、テレビ		

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） □(⑦-1) 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） □(⑧-1) 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） （チ, (2)と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (vi)と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） （チ, (1), (vi)と兼用） 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※）	会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。◇(⑤-1) また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。 ◇(⑥-3) 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。 ◇ (3) 通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇ 10.12.1.4 主要設備 (1) 通信連絡設備（発電所内） 通信連絡設備（発電所内）は、設計基準事故が発生した場合		

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） □ (7-1) 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） □ (8-1) 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用） 個 数 2（予備3） 容 量 約200kVA/個 ※「対策本部」と「待機場所」で兼用 × その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、通信連絡設備（発電所内）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、通信連絡設備（発電所外）、データ伝送設備から構成される。6 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、	において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことが可能な設計とする。◇ (4-1) 主要な設備は、以下のとおりとし、多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する。 ・送受信器（警報装置を含む。）（6号及び7号炉共用） ・電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） ・携帯型音声呼出電話設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ・無線連絡設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ・衛星電話設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ◇ (4-1) また、通信連絡設備（発電所内）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇		

【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、送受話器（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。②（④-1）</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。②（⑥-1）</p> <p>通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。⑥</p> <p>発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）</p>	<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、<u>データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）</u>を設置する設計とする。⑥-2</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、自治体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことが可能な設計とする。◇（⑤-1）</p>		

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>として、テレビ会議システム、専用電話設備、衛星電話設備（社内向）、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。② (5-1) また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。② (6-3) 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。⑥ 通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。⑥ 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。 ・テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） ・専用電話設備（6号及び7号炉共用） ・衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用） ・衛星電話設備（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に設置するものは6号及び7号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）◇(5-1) 通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。◇ また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇ なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。◇</p>		

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。[5]</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、衛星電話設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。[5]</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。[5]</p> <p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。</p>	<p>(4) データ伝送設備 発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。◇ (6)-3</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ伝送設備（6号及び7号炉共用） <p>データ伝送設備は、有線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。◇</p> <p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。◇</p> <p>10.12.1.6 手順等 通信連絡設備については、以</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・送受信器（警報装置を含む。） （6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式⁶ ・電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式⁶ ・テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式⁶ ・専用電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式⁶ ・衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式⁶ [常設重大事故等対処設備] ⁵ ・無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式 ・無線連絡設備（常設） （「中央制御室」と兼用） 一式 	<p>下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。⁶</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。⁶</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。⁶</p> <p>第 10.9-1 表 緊急時対策所の主要機器仕様⁶</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 一式 <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等 		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式 ・衛星電話設備（常設） （「中央制御室」と兼用） 一式 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式 ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） （「計測制御系統施設」及び「緊急時対策所」と兼用） 一式 ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式 ・データ伝送設備（6号及び7号炉共用） 一式 <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p>	<p>時） 個 数 一式</p> <p>c. 安全パラメータ表示システム（SPDS） 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 通信連絡設備 (a) 送受信器（6号及び7号炉共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (b) 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (c) テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (d) 専用電話設備（6号及び7号炉共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (e) 衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用） 第 10.12-1 表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (f) 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の</p>		

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書基本設計方針（前）	設工認申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
			<p>⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用）一式 ・携帯型音声呼出電話設備一式 ・無線連絡設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用）一式 ・衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用）一式 <p>携帯型音声呼出電話設備，無線連絡設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，設計基準事故時②（④-1）及び重大事故等時ともに使用する。⑤</p>	<p>主要機器仕様に記載する。</p> <p>(g) 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(h) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(i) 携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用） 第 10.12-2 表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>e. 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備 1※1） ◇（⑦-1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100%</p> <p>f. 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備 1※1）</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>◇ (8-1)</p> <p>※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm</p> <p>g. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備 1※2）</p> <p>◇ (7-1)</p> <p>※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～100%</p> <p>h. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備 1※2）</p> <p>◇ (8-1)</p> <p>※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm</p> <p>第 10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 （1）5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個 数 1</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。 c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 f. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） 台数 1（予備1） 風量 [] m ³ /h/台 吸収剤能力 [] m ³ /kg g. 差圧計（対策本部）（6号及		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				び7号炉共用) 個 数 1 (予備 1※1) ※1 「待機場所」と兼用 h. 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1 (予備 1※1) ◇ (7-1) ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100% i. 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1 (予備 1※1) ◇ (8-1) ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm j. 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 k. 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>様に記載する。</p> <p>1. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書基本設計方針（前）	設工認申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
				主要機器仕様に記載する。 e. 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備 1※2） ※2 「対策本部」と兼用 f. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※2） ◇ (7-1) ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～100% g. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※2） ◇ (8-1) ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm h. 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 (3) 5号炉原子炉建屋内緊急時		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 46 条 緊急時対策所】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				対策所用可搬型電源設備（6号 及び7号炉共用） エンジン 個 数 2（予備3） 使用燃料 軽油 発電機 個 数 2（予備3） 種 類 横軸回転界磁3 同期発電機 容 量 約200kVA/台 力 率 0.8 電 圧 440V 周 波 数 50Hz		

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ：前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。⑨</p> <p>【解釈】 2 第2項に規定する「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」によること。⑨</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>新規追加要求事項のため、記載なし。</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、指示要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。 ⑨-1, ⑨-2, ⑨-3【46条8】</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 a. 設計基準対象施設 (ac)緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。⑨-2</p>	<p>1. 安全設計 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.4 発電用原子炉設置変更許可申請(原管発管 R1 第133号)に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合 (緊急時対策所) 適合のための設計方針 2 について 緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。 ⑨-3</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・追加要求事項による差異あり。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>⑨-1 引用元：P25</p>

【第 46 条 緊急時対策所】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	新規追加要求事項のため、 記載なし。	敷地内外において貯蔵施設 に保管されている有毒ガスを 発生させるおそれのある有毒 化学物質（以下「固定源」とい う。）及び敷地内において輸送 手段の輸送容器に保管されて いる有毒ガスを発生させるお それのある有毒化学物質（以下 「可動源」という。）それぞれに 対して有毒ガスが発生した場 合の影響評価（以下「有毒ガス 防護に係る影響評価」という。） を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評 価に当たっては、「有毒ガス防 護に係る影響評価ガイド」を参 照して評価を実施し、有毒ガス が大気中に多量に放出される かの観点から、有毒化学物質の 性状、貯蔵状況等を踏まえ固定 源及び可動源を特定する。 ⑨-4、⑨-5【46条9】	そのために、 <u>有毒ガス防護に 係る影響評価を実施する。</u> ⑨-4 有毒ガス防護に係る影響評 価に当たっては、 <u>有毒ガスが大 気中に多量に放出されるかの 観点から、有毒化学物質の性 状、貯蔵状況等を踏まえ固定源 及び可動源を特定する。</u> ⑨-5	想定される有毒ガスの発生 において、有毒ガスが当該要員 に及ぼす影響により、当該要員 の対処能力が著しく低下し、安 全施設の安全機能が損なわれ ることがない設計とする。◇ (⑨-2) そのために、有毒ガス防護に 係る影響評価を実施する。◇ (⑨-4)	・ <u>技術基準規則の要求事項に 対する基本設計方針を記載。</u> ・ <u>要求事項に対する設計の明 確化。</u> ・ <u>追加要求事項による差異あ り。</u>	緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 d. 有毒ガスに対する防護措 置

【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>新規追加要求事項のため、 記載なし。</p> <p>新規追加要求事項のため、 記載なし。</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>⑨-6 【46条 10】</p> <p>可動源の輸送ルートは、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用について保安規定に定めて管理する。</p> <p>⑨-7 【46条 11】</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>また、<u>固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。</u>⑨-6</p> <p><u>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</u>⑨-7</p>	<p>固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とする。◇(⑨-6)</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・追加要求事項による差異あり。</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>— 以下 余 白 —</p>

【第46条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			又 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (3) その他の主要な事項 (vi)緊急時対策所	10. その他発電用原子炉の附属施設 10.9 緊急時対策所 10.9.1 通常運転時等 10.9.1.1 概要 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。⑨-1 10.9.1.2 設計方針 (5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。◇ (⑨-1, ⑨-3) ◇ (⑨-2) 10.9.1.4 主要設備 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（6号及び7号炉共用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋付属棟内に設け、◇ (①-1) 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉		

【第 46 条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。② (9-2)</p> <p>そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。② (9-4)</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。② (9-5, 9-6)</p>	<p>施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるための要員を収容できる設計とする。◇ (2-1)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。◇ (9-2)</p> <p>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。◇ (9-4)</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、可動源に対して</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第46条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書基本設計方針（前）	設工認申請書基本設計方針（後）	設置変更許可申請書本文	設置変更許可申請書添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
			<p>可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。② (⑨-7)</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>は、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。◇ (⑨-5, ⑨-6)</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。◇ (⑨-7)</p> <p>— 以下 余 白 —</p>		

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書
 ■ : 前回提出時からの変更箇所

各条文の設計の考え方

第 46 条 (緊急時対策所)					
1. 技術基準規則の条文, 解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	説明資料等
①	緊急時対策所の設置	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1 項	—	b
②	要員の収容及び滞在	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項	1	b, c
③	安全パラメータ表示システム (SPDS) の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項	1	—
④	発電所内への通信連絡設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項	1	a, b
⑤	発電所外への多様性を備えた通信連絡設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項	1	a, b
⑥	データ伝送設備の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項	1	a, b
⑦	酸素濃度計の設置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1 項	1	b, c
⑧	二酸化炭素濃度計の設置	設置許可添八との整合に鑑み記載する。なお, 酸素濃度と同様に, 事故対策のための活動に支障がない濃度範囲であることを把握する必要があるため記載する。	1 項	—	b, c
⑨	有毒ガス発生に対する警報装置その他の適切な防護措置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。また, 有毒ガスに対する防護措置の運用について, 保安規定に定め管理する旨を記載する。	2 項	2	b
2. 設置許可本文のうち, 基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
①	設置許可添八との重複記載	設置許可添八の記載の方がより適切であり, 設置許可添八の記載を採用するため記載しない。	—		

【第 46 条 緊急時対策所】

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書
 ■ : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

②	設置許可本文内の重複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
③	文章、表又は図の呼込み	設置許可内での文章、表又は図の呼込みであるため記載しない。	—
④	他条文に関する記載	第 76 条に対する設計方針であり、第 76 条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—
⑤	他条文に関する記載	第 77 条に対する設計方針であり、第 77 条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—
⑥	他条文に関する記載	第 47 条に対する設計方針であり、第 47 条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	説明資料等
◇	設置許可本文との重複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
◇	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	—
◇	設置許可添八内の重複記載	設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—
◇	文章、表又は図の呼込み	設置許可内での文章、表又は図の呼込みであるため記載しない。	—
◇	運用、手順	保安規定で対応するため記載しない。	—
◇	他条文に関する記載	第 47 条に対する設計方針であり、第 47 条にて同趣旨の内容を整理するため記載しない。	—
4. 詳細な検討が必要な事項			
No.	記載先		
a	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面		
b	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書		
c	緊急時対策所の居住性に関する説明書		
※	発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書		
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ：前回提出時からの変更箇所
---	--

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>（緊急時対策所）</p> <p>第七十六条 第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>①、②、③、④、⑤</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。①、②</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。①、③</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。①、④</p> <p>2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。</p> <p>①、②、⑤</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））から構成され、5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</p> <p>①-1、①-8【76条1】</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(ac)緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。□（①-1）</p> <p>ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な事項</p> <p>(vi)緊急時対策所</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</u>①-1</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。◇（①-1）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1図から第10.9-5図に示す。◇</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所として、<u>対策本部と待機場所から構成する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を5号炉原子炉建屋付属棟内に設置する。</u>①-8</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>1.1.2 設計方針</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ：前回提出時からの変更箇所
---	--

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>【解釈】</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <p>a) 基準地震動による地震力に対して緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。①</p> <p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。①</p> <p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源を含めて緊急時対策所の電源は、多重性又は多様性を有すること。⑤</p> <p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 ①, ②</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>①-2【76条2】</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により中央制御室（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））と同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>①-3【76条3】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができることとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>①-4【76条4】</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しないよう設計とするとともに、緊急時対策所は、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>①-2 地震及び津波に対しては、ロ、(1)、(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計及びロ、(2)、(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計に基づく設計とする。③また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。①-3</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。①-4</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>◇ (①-2) 地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。◇また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。◇ (①-3)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。◇ (①-4)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(1) 耐震性及び耐津波性</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(2) 中央制御室に対する独立性</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p>

【第76条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ：前回提出時からの変更箇所
---	--

实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。①、②</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。①</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</p> <p>①-5【76条5】</p> <p>身体サーベイの結果、要員の汚染が確認された場合は、要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>①-9【76条6】</p> <p>身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）（7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管）（個数4（予備1））によりできる設計とする。</p> <p>①【76条7】</p>	<p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。①-5 身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。①-9</p>	<p>重大事故等が発生し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。◇（①-5）身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。◇（①-9）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） 〇〇〇〇〇〇：前回提出時からの変更箇所
---	--

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。①</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）、酸素濃度計（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）及び二酸化炭素濃度計（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に保管」（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。①-10、①-12【76条8】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、二次遮蔽壁、補助遮蔽、緊急時対策所換気空調系の設備、可搬型モニタリングポスト（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）及び可搬型エリアモニタ（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）を設置又は保管する設計とする。①-6、①-11、①-13【76条9】</p>	<p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備①-6、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計①-12、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。①-13</p>	<p>(1) 居住性を確保するための設備 重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び可搬型エリアモニタを設ける。①-6、①-12、①-13</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保</p> <p>①-10 引用元：P6</p> <p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>①-11 引用元：P34</p>

【第76条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>重大事故等が発生した場合における5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 ①-7【76条10】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気空調系の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 ②-2、②-3、②-4【76条11】</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。①-7</p> <p>緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。②-3</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。②-4</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。◇（①-7）</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備 緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。◇（①-11）</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は、重大事故が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、対策本部にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇（②-3）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保</p> <p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>②-2 引用元：P35</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■■■■■：前回提出時からの変更箇所
---	---

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>緊急時対策所換気空調系の設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の居住性を確保するため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）を保管する設計とする。</p> <p>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）を保管する設計とする。</p> <p>②-5, ②-6 【76条 12】</p>		<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は、待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって、待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇（②-4）</p> <p>緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンベ）、<u>二酸化炭素吸収装置①-10</u>及び差圧計を設け、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。◇（①-6, ①-12）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>放射線管理施設</p> <p>2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p> <p>②-5, ②-6 引用元：P36</p>

【第76条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） []：前回提出時からの変更箇所
---	---

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
	<p>緊急時対策所換気空調系は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</p> <p>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>②-7, ⑥-1【76条13】</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備として、対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。②-9</p>	<p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて高気密室を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、高気密室を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。◇（②-9）</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。（緊急時対策所外で発生する燃焼ガス又は有毒ガスから防護するための設計の明確化。）</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>放射線管理施設</p> <p>2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p> <p>②-7, ⑥-1 引用元：P37</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p>
	<p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所換気空調系の5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>②-9【76条14】</p>				

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（個数2（予備1），計測範囲0～200Pa）は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 ②-10【76条15】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数1（予備1））は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより，要員の窒息を防止する設計とする。 ②-11，②-15【76条16】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機は，放射性雲通過後の5号機原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。 ②-12【76条17】</p>		<p>差圧計は，高気密室が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。◇ (②-10)</p> <p><u>二酸化炭素吸収装置は，高気密室内の二酸化炭素を除去することにより，対策要員の窒息を防止する設計とする。②-11</u></p> <p><u>可搬型外気取入送風機は，放射性雲通過後の5号炉原子炉建屋付属棟内を換気できる設計とする。②-12</u></p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 ②-10引用元：P23</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 a. 居住性の確保 ②-15引用元：P37</p> <p>放射線管理施設 2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） : 前回提出時からの変更箇所
---	---

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>緊急時対策所換気空調系の設備のうち、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）は、仮設ダクトを用いて5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 ②-13【76条18】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を陽圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。 ②【76条19】</p>	<p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。②-13</p>	<p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、仮設ダクトを用いて待機場所を陽圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、陽圧化装置（空気ポンベ）は、放射性雲通過時において、待機場所を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。◇（②-13）</p> <p>差圧計は、待機場所が陽圧化された状態であることを監視できる設計とする。◇（②-10）</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用）◇（①-11） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用）◇（①-12） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）◇（②-5） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用）◇（②-5） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用）◇（①-10） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）◇（②-5） ・差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用）◇（①-12） ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 	<p>放射線管理施設</p> <p>2. 換気設備</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p>

【第76条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）は、放射性雲通過時において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を陽圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を保管する設計とする。</p> <p>②【76条20】</p> <p>緊急時対策所換気空調系は、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。</p> <p>②【76条21】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数2（予備1））を保管する設計とする。</p> <p>②-14【76条22】</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする②-14とともに室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに5号機原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。②-1</p>	<p>場所）遮蔽（6号及び7号炉共用）◇（①-11）</p> <ul style="list-style-type: none"> 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用）◇（①-11） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）◇（②-6） 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用）◇（②-6） 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用）◇（①-12） <p>本システムの流路として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト、5号機原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。◇（②-9）</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。◇（②-14）</p> <p>主要な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用）◇（②-14） 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用）◇（②-14） 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号 	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> 同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 要求事項に対する設計の明確化。 	<p>放射線管理施設</p> <p>2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p> <p>放射線管理施設</p> <p>2.2.4 緊急時対策所換気空調系</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>a. 居住性の確保</p>

【第76条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ：前回提出時からの変更箇所

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所換気空調系の設備による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。 ②-1【76条23】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所等に設ける可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストは，重大事故等時に5号機原子炉建屋内緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。 ②-8【76条24】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高气密室）には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 ③-1，③-2【76条25】</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，③-1重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。 ③-3</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は，重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。③-2</p>	<p>炉共用) ◇ (②-14) ・二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用）◇ (②-14)</p> <p>c. 放射線量の測定設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置による加圧判断のために使用する可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。②-8</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。 ・可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用）◇ (②-8) ・可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用）◇ (②-8) ・可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用）（8.1放射線管理設備）◇ (②-8)</p> <p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備 a. 必要な情報を把握できる設備 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として，データ伝送装置，緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>放射線管理施設 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 ②-1 引用元：P10</p> <p>放射線管理施設 1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>緊急時対策所 1.1.2 設計方針 (4) 緊急時対策所機能の確保 b. 情報の把握</p>

【第76条 緊急時対策所】

要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>③-3【76条26】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>④-1【76条27】</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>④【76条28】</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、<u>重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として</u>、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。④-1</p>	<p>◇ (③-1, ③-3)</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において把握できる設計とする。◇ (③-2)</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用）（10.12通信連絡設備）◇ (③-3) <p>b. 通信連絡設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置又は保管する。◇ (④-1)</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（6号及び7号炉共用）（10.12通信連絡設備）◇ (④-1) 無線連絡設備（6号及び7号炉共用）（10.12通信連絡設備）◇ (④-1) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用）（10.12通信連絡設備）◇ (④-1) 携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号 	<ul style="list-style-type: none"> 同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> 同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 要求事項に対する設計の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 要求事項に対する設計の明確化。 	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>b. 情報の把握</p> <p>③-3 引用元：P11</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>c. 通信連絡</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■■■■■：前回提出時からの変更箇所
---	---

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。）からの給電が可能な設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲通過時において、燃料を補給せずに運転継続できる設計とする。 ⑤-1, ⑤-4【76条29】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号機原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。⑤-2【76条30】</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。⑤-1</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。⑤-2</p>	<p>炉共用) (10.12 通信連絡設備) ◇ (④-1)</p> <p>・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン(6号及び7号炉共用) (10.12 通信連絡設備) ◇ (④-1)</p> <p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。◇ (⑤-1)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。◇ (⑤-2)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は、燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ(4kL)により補給できる設計とする。◇ (⑤-3) なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲が通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。◇ (⑤-4)</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(3) 代替交流電源の確保</p> <p>⑤-4 引用元：P15</p> <p>緊急時対策所</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>(3) 代替交流電源の確保</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■■■■■：前回提出時からの変更箇所
---	---

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（440V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（150kVA, 440/220-110Vのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（110V, 225Aのものを1個）、可搬ケーブル（7号機設備、6,7号機共用、屋外に保管）（440V, 290Aのものを1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を3セット）を經由して5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（ファン）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（ファン）、衛星電話設備（常設）（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）（7号機設備、		主要な設備は、以下のとおりとする。 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用）◇（⑤-4） ・負荷変圧器（6号及び7号炉共用） ・交流分電盤（6号及び7号炉共用） ・可搬ケーブル（6号及び7号炉共用） ・燃料補給設備（6号及び7号炉共用）（10.2 代替電源設備）◇ 燃料補給設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。◇ 衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「10.12 通信連絡設備」に記載する。◇	・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。	非常用電源設備 2.4.3 緊急時対策所代替電源設備

【第76条 緊急時対策所】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■■■■■：前回提出時からの変更箇所</p>
--	--

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>6,7号機共用, 5号機に設置), 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等へ給電できる設計とする。</p> <p>⑤【76条31】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は, 軽油タンク（「重大事故等時のみ6,7号機共用」, 「7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用」）からタンクローリ (4kL) (7号機設備, 6,7号機共用) を用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>⑤-3【76条32】</p> <p>（多様性, 多重性, 独立性及び位置的分散） 基本方針については, 「5.1.2 多様性, 位置的分散等」に示す。I</p>	<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料は, 燃料補給設備である軽油タンク及びタンクローリ (4kL) により補給できる設計とする。⑤-3 なお, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は, 放射性雲が通過時において, 燃料を補給せずに運転できる設計とする。⑤-4</p>	<p>10.9.2.2.1 <u>多様性, 多重性, 独立性及び位置的分散</u> 基本方針については, 「1.1.7.1 <u>多様性, 位置的分散, 悪影響防止等</u>」に示す。 I</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部は, 中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋と一体の遮蔽並びに換気空調設備として, 可搬型陽圧化空調機, 陽圧化装置 (空気ポンプ), 二酸化炭素吸収装置, 可搬型外気取入送風機, 差圧計, 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタを有し, 換気空調設備の電源を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。待機場所は, 中央制御室から独立した5号炉原子炉建屋及びそれと一体の遮蔽及び室内遮蔽並びに換気空調設備として, 可搬型陽圧化</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが, 表現の違いによる差異あり。</p> <p>・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが, 表現の違いによる差異あり。</p> <p>・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について, 呼び込む旨を記載。</p>	<p>非常用電源設備 4.3 その他発電装置の燃料補給設備</p> <p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>空調機及び陽圧化装置（空気ポンペ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタを有し、換気空調設備の電源を5号原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、対策本部の遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンペ）、二酸化炭素吸収装置、可搬型外気取入送風機、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに待機場所の遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンペ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタは、中央制御室とは離れた5号炉原子炉建屋に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、6号及び7号炉原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは離れた建屋の屋外に保管することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電設備は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可</p>		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	（悪影響防止） 基本方針については、「5.1.3 悪影響防止等」に示す。II		搬型電源設備は，1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，燃料補給時の切替えを考慮して，2台を1セットとして使用することに加え，予備を3台保管することで，多重性を有する設計とする。◇ 10.9.2.2.2 悪影響防止 基本方針については，「1.1.7.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。II 対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は，5号炉原子炉建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。待機場所の室内遮蔽は，建屋床面に設置する鋼構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇ 対策本部の可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ）及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンベ）は，通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇ 対策本部の二酸化炭素吸収装置，差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び差圧計及び可搬型エリアモニタ並びに待機場所の差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型エリアモニタは，他の設備か	・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。	施設の基本設計方針には記載しない。

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■■■■■：前回提出時からの変更箇所
---	---

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>(共用の禁止) 基本方針については、「5.1.3 悪影響防止等」に示す。III</p>		<p>ら独立して使用することで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>また，対策本部の可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンプ），二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置（空気ポンプ）は，固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機，可搬型外気取入送風機及び二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機は，飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備，負荷変圧器，交流分電盤及び可搬ケーブルは，通常時は遮断器により他の設備から切り離すことで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備，負荷変圧器，交流分電盤及び可搬ケーブルは，固縛等実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</p> <p>10.9.2.2.3 <u>共用の禁止</u> 基本方針については，「1.1.7.1 多様性，位置的分散，<u>悪影響防止等</u>」に示す。III</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は、事故対応において6号機及び7号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を6号機及び7号機で共用とし、事故収束に必要な5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽、緊急時対策所換気空調系の設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故対応を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、6号機及び7号機で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用できる設計とする。III-1【76条33】</p>		<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、事故対応において6号及び7号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、対策本部及び待機場所を共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等を設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、6号及び7号炉で共用する設計とする。各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用できる設計とする。III-1</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>緊急時対策所 2. 設備の共用 放射線管理施設 3.2.2 生体遮蔽装置</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の設備であり，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の共用により，必要な情報（相互のプラント状況，運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら，総合的な管理（事故対応を含む。）を行うことで，安全性の向上が図れることから，6号機及び7号機で共用する設計とする。5号機原子炉建屋内緊急時対策所用受電盤，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1，5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤2及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤3は，共用により悪影響を及ぼさないよう，6号機及び7号機を5号機原子炉建屋内緊急時対策所用6/7号機電源切替盤（7号機設備，6,7号機共用）（480V, 225Aのものを1個）の遮断器により系統を隔離して使用する設計とする。</p> <p>III 【76条34】</p> <p>（容量等） 基本方針については，「5.1.4 容量等」に示す。IV</p>		<p>10.9.2.2.4 <u>容量等</u> 基本方針については，「1.1.7.2 <u>容量等</u>」に示す。IV</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は，想</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。</p>	<p>非常用電源設備 5. 設備の共用</p> <p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>定される重大事故等時において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として，対策本部に最大86名，待機場所に最大98名を収容することで，合計184名を収容できる設計とする。また，対策要員等が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。◇</p> <p>対策本部の可搬型陽圧化空調機は，対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに，高気密室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は，6号及び7号炉共用で1セット1台に加えて，故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計2台を保管する。◇</p> <p>対策本部の可搬型外気取入送風機は，必要な換気容量を有するもの1セット2台使用する。保有数は，6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて，故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計3台を保管する。◇</p> <p>対策本部の陽圧化装置(空気ポンベ)は，重大事故時において対策本部の居住性を確保するため，高気密室を陽圧化し，高気密室内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化</p>		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。◇</p> <p>対策本部の二酸化炭素吸収装置は、重大事故時に陽圧化装置（空気ポンベ）により高気密室を陽圧化する場合において、対策要員等が二酸化炭素濃度の増加により窒息することを防止できる処理容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計2台を設置する設計とする。◇ (2-11) , ◇</p> <p>待機場所の可搬型陽圧化空調機は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、待機場所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とする。保有数は、6号及び7号炉共用で1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用）の合計3台を保管する設計とする。◇</p> <p>待機場所の陽圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故時において待機場所の居住性を確保するため、待機場所を陽圧化し、待機場所へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量本を保管する。◇</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、高</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			<p>気密室及び待機場所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲範囲内であることの測定が可能なものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所でも共用）の合計3台を保管する。◇（②-14）,◇</p> <p>差圧計は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所でも共用）の合計3台を保管する。②-10,◇</p> <p>可搬型エリアモニタは、重大事故時において、対策本部内及び待機場所内の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを、対策本部及び待機場所それぞれで1台使用する。保有数は、6号及び7号炉共用で対策本部及び待機場所それぞれ1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台（6号及び7号炉共用、対策本部と待機場所でも共用）の合計3台を保管する。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■■■■■：前回提出時からの変更箇所
---	---

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>（環境条件等） 基本方針については、「5.1.5 環境条件等」に示す。V</p>		<p>容量を有するものを，補給時の切替えを考慮し，2台を1セットとして使用する。保有数は，6号及び7号炉共用で1セット2台に加え，故障対応時及び保守点検時のバックアップ用として3台の合計5台を保管する。◇</p> <p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。V</p> <p>対策本部の遮蔽及び待機場所の遮蔽は5号炉原子炉建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。◇</p> <p>対策本部の高気密室，可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ），二酸化炭素吸収装置，可搬型外気取入送風機，差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ，待機場所の室内遮蔽，可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ），差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタ並びに負荷変圧器，交流分電盤及び可搬ケーブルは，5号炉原子炉建屋内に設置又は保管し，想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ），二酸化炭素吸収装置，可搬型外気取入送風機差圧計，酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，可搬型エリアモニタ及び負荷変圧器の操作は，設置場所で可能な設計とする。◇</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。</p> <p>・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について，呼び込む旨を記載。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>(操作性の確保) 基本方針については、「<u>5.1.6</u> 操作性 及び試験・検査性」に示す。<u>VI</u></p>		<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で可能な設計とする。◇</p> <p>10.9.2.2.6 <u>操作性の確保</u> 基本方針については、「<u>1.1.7.4</u> <u>操作性及び試験・検査性</u>」に示す。<u>VI</u></p> <p>対策本部の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ），二酸化炭素吸収装置及び可搬型外気取入送風機及び差圧計並びに待機場所の換気空調設備である可搬型陽圧化空調機，陽圧化装置（空気ポンベ），及び差圧計は，設計基準対象施設と兼用せず，他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。◇</p> <p>可搬型陽圧化空調機は，付属の操作スイッチにより，設置場所での操作が可能な設計とする。可搬型陽圧化空調機は，対策本部又は待機場所近傍に保管することで，速やかに対策本部の高気密室又は待機場所を陽圧化できる設計とする。可搬型陽圧化空調機と接続口との接続は簡便な接続とし，一般的な工具を用いて容易かつ確実に接続できる設計とする。◇</p> <p>陽圧化装置（空気ポンベ）は，対策本部又は待機場所近傍に保管し，設置場所及び対策本部内又は待機場所内での弁の手動操作により，速やかに対策本部の高気密室</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが，表現の違いによる差異あり。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			又は待機場所を陽圧化できる設計とする。 ◆ 二酸化炭素吸収装置は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。◆ 可搬型外気取入送風機は、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とする。可搬型外気取入送風機は、人力により持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。◆ 可搬型外気取入送風機と仮設ダクトの接続については、簡便な接続とし、一般的に使用される工具を用いて容易かつ確実に接続することができる設計とする。◆ 差圧計の接続は、簡便な接続とし、容易かつ確実に接続でき、指示を監視できる設計とする。差圧計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とする。◆ 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。酸素濃度計は及び二酸化炭素計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。◆ 可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。可搬型エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。可搬型エリアモ		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>(試験検査) 基本方針については、「5.1.6 操作性及び試験・検査性」に示す。VII</p>		<p>ニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、付属の操作スイッチにより、設置場所で使用するための操作が可能な設計とする。◇</p> <p>負荷変圧器は遮断器を切替えることにより、給電の切替えが可能な設計とする。◇</p> <p>可搬ケーブルは、人力による持ち運びが可能な設計とする。◇</p> <p>10.9.2.3 主要設備及び仕様 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の主要設備及び仕様を第10.9-2表に示す。◇</p> <p>10.9.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。VII</p> <p>対策本部の遮蔽並びに待機場所の遮蔽及び室内遮蔽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>対策本部の高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンプ)及び二酸化炭素吸収装置並びに待機場所の可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンプ)は、発電用原子炉の</p>	<p>・同趣旨の記載ではあるが、表現の違いによる差異あり。 ・技術基準規則54条の要求事項に関する基本方針について、呼び込む旨を記載。</p>	<p>施設の基本設計方針には記載しない。</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の遮蔽は、チ、(1)、(v)遮蔽設備にて記載する。③</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の換気設備は、チ、(1)、(vi)換気空調設備にて記載する。③</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の可搬型モニタリングポスト、並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の可搬型エリアモニタは、チ、(1)、(iii)放射線監視設備にて記載する。③</p>	<p>運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>差圧計,酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能なように、標準器等による模擬入力ができる設計とする。◇</p> <p>可搬型エリアモニタは、校正用線源による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。◇</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤及び可搬ケーブルは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>第10.9-1表 緊急時対策所の主要機器仕様◇</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)(6号及び7号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(重大事故等時) 個 数 一式</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)(6号及び7号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所(重大事故等時) 個 数 一式</p> <p>c. 安全パラメータ表示システム(SPDS) 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備(常設)の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 通信連絡設備</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、ヌ、(3)、(vii)通信連絡設備にて記載する。 ^③ 燃料補給設備は、ヌ、(2)、(iv)代替電源設備に記載する。 ^③ [常設重大事故等対処設備] 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） ^② (チ、(1)、(v)と兼用) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） ^⑤ 個 数 1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） ^④ (②-11) (チ、(1)、(vi)と兼用) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用） ^② (チ、(1)、(v)と兼用) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） ^② (チ、(1)、(v)と兼用) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は6号及び7号炉共用） ^⑥ (ヌ、(3)、(vii)と兼用) 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用）	(a) 送受信器（6号及び7号炉共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (b) 電力保安通信用電話設備（6号及び7号炉共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (c) テレビ会議システム（6号及び7号炉共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (d) 専用電話設備（6号及び7号炉共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (e) 衛星電話設備（社内向）（6号及び7号炉共用） 第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表に記載する。 (f) 無線連絡設備（常設）（6号及び7号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 (g) 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 (h) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（6号及び7号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 (i) 携帯型音声呼出電話設備（6号及び7号炉共用）		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		（ヌ, (3), (vii)と兼用） ⑥ 衛星電話設備（常設）（6号及び7号炉共用） （ヌ, (3), (vii)と兼用） ③ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信 連絡設備（6号及び7号炉共用） ⑥ （ヌ, (3), (vii)と兼用） 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号 及び7号炉共用） ⑥ （ヌ, (3), (vii)と兼用） [可搬型重大事故等対処設備] 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本 部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共 用） ② （チ, (1), (vi)と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本 部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉 共用） ② （チ, (1), (vi)と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本 部）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7 号炉共用） ② （チ, (1), (vi)と兼用） 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） ④(②-10) 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共 用） 個 数 1（予備1※） ④(②-14) 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7 号炉共用） 個 数 1（予備1※） ④(②-14) 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び 7号炉共用） ② 個 数 1（予備1※）	号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必 要な設備（常設）の主要機器仕様に記載す る。 e. 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100% f. 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号 及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm g. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7 号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備1※2） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～100% h. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号 及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個 数 1（予備1※2） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 []：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） ²⁾ （チ, (2)と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） ²⁾ （チ, (1), (vi)と兼用） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） ²⁾ （チ, (1), (vi)と兼用） 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） ^{4) (2)-10)} 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） ^{4) (2)-14)} 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備1※） ^{4) (2)-14)} 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） ²⁾ 個 数 1（予備1※） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用） ²⁾ 個 数 2（予備3） 容 量 約200kVA/個 ※「対策本部」と「待機場所」で兼用	第10.9-2表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 ⁵⁾ (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室（6号及び7号炉共用） 個 数 1 b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） 第8.3-1表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。 c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンベ）（6号及び7号炉共用） 第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 f. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） 台 数 1（予備1） 風 量 [] m ³ /h/台 吸収剤能力 [] m ³ /kg g. 差圧計（対策本部）（6号及び7号炉共用）		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			個 数 1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 h. 酸素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～100% i. 二酸化炭素濃度計（対策本部）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※1） ※1 「待機場所」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm j. 可搬型エリアモニタ（対策本部）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 k. 可搬型モニタリングポスト（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 l. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン（6号及び7号炉共用） 第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様に記載する。 (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用）		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			第 8.3-1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。 b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） 第 8.3-1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。 c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）（6号及び7号炉共用） 第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。 e. 差圧計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 個 数 1（予備 1※2） ※2 「対策本部」と兼用 f. 酸素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※2） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～100% g. 二酸化炭素濃度計（待機場所）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） 個 数 1（予備 1※2） ※2 「対策本部」と兼用 測定範囲 0～10,000ppm		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽、二次遮蔽壁及び補助遮蔽は、「2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置」に示す居住性に係る判断基準を満足する設計とする。②【76条35】</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>チ 放射線管理施設の構造及び設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (v) 遮蔽設備 b. 緊急時対策所遮蔽 <u>重大事故等が発生した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で当該重大事故等に対処するために必要な遮蔽設備として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設置する設計とする。①-11</u></p>	<p>h. 可搬型エリアモニタ（待機場所）（6号及び7号炉共用） 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 (3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（6号及び7号炉共用） エンジン 個 数 2（予備3） 使用燃料 軽油 発電機 個 数 2（予備3） 種 類 横軸回転界磁 3 相同期 発電機 容 量 約 200kVA/台 力 率 0.8 電 圧 440V 周 波 数 50Hz</p> <p>8. 放射線管理施設 8.3 遮蔽設備 8.3.1 概要 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための遮蔽設備として、緊急時対策所遮蔽を設置する設計とする。①（①-11） 8.3.4 主要設備 8.3.4.8 緊急時対策所遮蔽（6号及び7号炉共用） (1) 重大事故等対処設備 緊急時対策所遮蔽として、5号炉原子炉</p>	<p>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。</p> <p>— 以下 余 白 —</p>	<p>放射線管理施設 2.3 生体遮蔽装置</p> <p>— 以下 余 白 —</p>

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可，技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		<p>緊急時対策所遮蔽は，重大事故等が発生した場合において，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の気密性及び換気設備の性能とあいまって，居住性に係る判断基準である<u>緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</u>②-2</p> <p>本設備については，ヌ，(3)，(vi)緊急時対策所に記載する。</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式②</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式②</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6号及び7号炉共用） （「緊急時対策所」と兼用） 一式②</p>	<p>建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽を設ける。◇①-11)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽は，重大事故が発生した場合において，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高气密室の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，対策本部にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇②-2)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽及び室内遮蔽は，待機場所の気密性及び緊急時対策所換気空調設備の機能とあいまって，待機場所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇②-2)</p> <p>本設備については，「10.9 緊急時対策所」に記載する。◇</p>		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		(vi)換気空調設備 e. 緊急時対策所換気空調設備 重大事故等が発生した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で当該重大事故等に対処するために必要な換気空調設備として5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計（対策本部）、二酸化炭素濃度計（対策本部）、差圧計（対策本部）及び可搬型エリアモニタ（対策本部）を設置及び保管する設計とする。②-5 また5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）、酸素濃度計（待機場所）、二酸化炭素濃度計（待機場所）、差圧計（待機場所）及び可搬型エリアモニタ（待機場所）を設置及び保管する設計とする。②-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策所換気空調設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線	8.2 換気空調設備 8.2.1 概要 重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための換気空調設備として、緊急時対策所換気空調設備を設置及び保管する。◇ (②-5) 8.2.3 主要設備の仕様 換気空調設備の主要機器仕様を第8.2-1表に示す。◇ 8.2.4 主要設備 (8) 緊急時対策所換気空調設備（6号及び7号炉共用）◇ (②-5) 緊急時対策所換気空調設備は、重大事故が発生した場合において、緊急時対策所対策本部の高気密室又は待機場所の気密性、及び緊急時対策所遮蔽の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の实効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇ (②-2)		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		<p>量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。□ (②-2)</p> <p>なお、換気設計にあたっては、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。</u>②-7</p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</u>⑥-1</p> <p>本設備についてはヌ、(3)、(vi)緊急時対策所に記載する。□</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用）</p> <p>（「緊急時対策所」と兼用）</p> <p>台数 1（予備1）②-15</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）②</p> <p>（「緊急時対策所」と兼用）</p> <p>台数 1（予備1）</p> <p>容量 約600m³/h/台</p> <p>効率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）②</p>	<p>緊急時対策所換気空調設備として、対策本部には、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、二酸化炭素吸収装置及び差圧計を設置及び保管し、待機場所には、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）及び差圧計を設置及び保管する設計とする。◇ (②-5)</p> <p>これらの設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。◇</p> <p>第8.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様◇</p> <p>(6) 緊急時対策所換気空調設備（6号及び7号炉共用）</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（重大事故等時） <p>台数 1（予備1）</p> <p>容量 600m³/h/台</p> <p>効率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機（6号及び7号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p>		

【第76条 緊急時対策所】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 <関連する資料>
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		（「緊急時対策所」と兼用） 台 数 2（予備1） 容 量 約600m ³ /h/台 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）（6号及び7号炉共用） ^② （「緊急時対策所」と兼用） 本 数 123 容 量 約47L/本 充填圧力 約15MPa 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） ^② （「緊急時対策所」と兼用） 台 数 2（予備1） 容 量 約600m ³ /h/台 効 率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）（6号及び7号炉共用） ^② （「緊急時対策所」と兼用） 本 数 1,792	・緊急時対策所（重大事故等時） 台 数 2（予備1） 風 量 600m ³ /h/台 c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンペ）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台 数 123 容 量 47L/本 充填圧力 15MPa d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台 数 1（予備1） 風 量 ■■■m ³ /h/台 吸収剤能力 ■■■m ³ /kg e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台 数 2（予備1） 容 量 600m ³ /h/台 効 率 高性能フィルタ 99.9%以上 活性炭フィルタ 99.9%以上 f. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンペ）（6号及び7号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台 数 1,792		


各条文の設計の考え方

第76条 (緊急時対策所)					
1.1 技術基準規則の条文, 解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	説明資料等
①	重大事故等に対処するための適切な措置	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項1号 1項2号 1項3号 2項	1a), 1b), 1d), 1e), 1f), 2	b, c, d, e, f, g, h, i, n, o
②	居住性を確保するための設備	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項1号 2項	1d), 1e)	b, e, f, g, i, j, k, n, o
③	必要な情報を把握できる設備	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1項2号	—	n, d
④	通信連絡を行うために必要な設備	技術基準規則の要求事項を受けている内容を記載する。	1項3号	—	d, i, n
⑤	代替電源設備からの給電	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項 2項	1c)	a, b, c, d, i, j, l, m, n
⑥	緊急時対策所外で発生する燃焼ガス又は有毒ガスからの防護	燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離及び防護の必要があるため記載する。	—	—	n, o
1.2 技術基準規則第54条への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	説明資料等
I	多様性, 位置的分散等	多様性, 位置的分散等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
II	悪影響防止	悪影響防止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
III	共用の禁止	共用の禁止に関する基本方針の呼び込み先を記載する。 なお, 個別設計についても記載する。	—	—	a, c
IV	容量等	容量等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	b
V	環境条件等	環境条件等に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書
 ■ : 前回提出時からの変更箇所

VI	操作性の確保	操作性の確保に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
VII	試験検査	試験検査に関する基本方針の呼び込み先を記載する。	—	—	c
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
①	設置許可本文内の重複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—		
②	仕様	要目表として整理するため記載しない。	—		
③	文章、表又は図の呼び込み	設置許可内での文章、表又は図の呼び込みであるため記載しない。	—		
④	設置許可添八との重複記載	設置許可添八の記載の方がより適切であり、設置許可添八の記載を採用するため記載しない。	—		
⑤	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	—		
⑥	他条文に関する記載	第 77 条に対する設計方針であり、第 77 条に包括して記載するため記載しない。	—		
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	説明資料等		
①	設置許可本文との重複記載	設置許可本文内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—		
②	文章、表又は図の呼び込み	設置許可内での文章、表又は図の呼び込みであるため記載しない。	—		
③	設置許可添八内の重複記載	設置許可添八内にある同趣旨の記載を採用するため記載しない。	—		
④	設備の健全性に関する記載	設備の健全性に関する記載は第 54 条に包括して記載するため記載しない。	—		
⑤	設備の補足的な記載	設備の補足的な記載であるため記載しない。	—		
⑥	仕様	要目表として整理するため記載しない。	—		
4. 詳細な検討が必要な事項					
No.	記載先				
a	単線結線図				
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書				
c	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書				
d	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面				

【第 76 条 緊急時対策所】

— : 該当なし
 ※ : 条文全体に関わる説明書
 : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

e	放射線管理施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
f	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
g	放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面
h	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
i	耐震性に関する説明書
j	構造図
k	生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書
l	非常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
m	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書
n	緊急時対策所の設置場所を明示した図面及び機能に関する説明書
o	緊急時対策所の居住性に関する説明書
※	発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書